



第3章 近代における法律と慣習

要約 手工業制時代の所有権は、略奪的な既得特権としてではなく、自然権として所有権 不在所有権投資の形で発展していく。しかし、投資の自然権は、社会の共通財産である産業技術の用益権を所有者に付与することで、既得特権となる。

第1節 手工業制と自然権 (38-49)

* 所有権と国民主義 (38-41)

- ・所有権も国民主義も近代諸国民に特有なものではなく、現存の状態も、同一の人間の性質が、それを通じて常に作用してきた古い形式の一変種に過ぎない。(40)
- ・ヨーロッパ文明諸民族の国民的生成は、その起源を封建制度のうちに持ち、政治から受けた苦しい試練の下で、厳しい習熟を経て独特の近代的形態を備えるに至ったものである。当時の政治が条件づけられた物質的条件の深甚な変化は前章で分析。(40)
- ・所有の近代的制度も、同時代に同一の物質的諸力によって発展させられたものであるが、執中手工業制に具現された産業技術の変化こそ主要動因であった。(40-41)
- ・近代的所有制と国民主義は、手工業と小規模商業を勃興させた、産業技術の深甚な変化の時期に発生した。(41)



* 法律と慣習 (41-42)

- ・近代的所有制や国民主義といった新しい観念の発達に、以前の秩序から引き継がれた諸種の制度や理想によって条件づけられたことは言うまでもなく、心理的影響の点では、政治及び市民生活に関する法律と慣習とは、手工業・小商業の発達が引き起こした社会的攪乱の影響を直接的に被ることはなかった。(41)
- ・人間行為の諸原則と比較すれば、法律と慣習は遙に前時代的であるのが普通。(42)



* 独立人 (42-43)

- ・手工業は封建(荘園)制度の隙間を縫って勃興したが、そのような制度のもとでは、所謂「独立人」が人として存在する余地はなかった。(42)
- ・「独立人」は、産業新秩序の主動力であり、法律・慣習の新体制の基本的要素であったにもかかわらず、制度上の不適合者であり、社会的、産業的、市民的、そして政治的厄介者であって、「手荒に扱」われた。(42-43)



* ヨーロッパ近代化の始まり (44-48)

- ・封建制度が結実すると同時に、封建的忠誠が庶民に物質的利益をもたらさなくなったとき、その羈絆から逃れ去る人間の数はますます増加した。(44)
- ・これら「独立人」は相携えて、不在所有の権利と権力に頼ることなく自己の活動によって生計をたてんとし、支配的権威に対する共同防御のために相寄った。(44-45)
- ・騎士道の勇猛な忠誠心と共同防衛に対する一般人の献身は融合し、キリスト教徒一般に浸透している好戦的国民主義の精神を勃興させた。それは帝国主義に結実。(46)
- ・一方で「独立人」としての職人の日常的経験から、「所有は一つの自然的権利」という常識的観念が発生したと考えられる。(46)
- ・手工業制の重要な要素である商業において、自由契約の自然的権利から不在所有権が現れて来る。(47-48)



第2節 投資の自然権 (49-68)

* 手工業制下における不在所有の二つの形態 (49)

- ・第1の形態：所有の自然的権利から，所有者はその所有物を売却したり貸与することができる。貸与したものは，手工業制下における所有の「自然的」権利から発生する不在所有の単純な形態である。(49)
- ・第2の形態：独立人たる職人は，生産物の所有者となることなく，他人の所有する材料に工作技能を使用する自然的権利を保持 賃金関係 (49)

* 封建制度の残滓としての不在所有 (50-51)

- ・特権的・慣習的既得権に基づく自然資源の排他的所有 (50)
- ・小農的土地所有は自然権体系に加えるべきだが，機械制社会では既に時代遅れ (51-52)

* 手工業体制に必要な不可欠な小規模商業 (53-54)

- ・商業の業務遂行に包容される，自由契約と売買に関する全ての慣例等は，不断の習熟により自然権体系に加えられ，一構成要素となるに至った。(53)
- ・然かるに業務の拡大は，事業的性質を強くし，契約，売買，金銭勘定等の管理を，商品の取扱いや配慮とは分離した一職業とした。(53-54)
- ・商人は行商人の立場から，益々その事業を管理する企業的不在投資家の資格へ移行。(54)

* 投資 (54-56)

- ・不在所有の一形態としての投資は，商業的投資に始まり，手工業時代が終末に近づいて，主要な産業部門においては，産業への投資が一つの慣習的事実となっていた。(54-55)
- ・この時以後を産業的見地から見れば，近代と呼ぶことができるが，不在所有制は産業における原則となり，投資は所有と支配の代表的形式となった。(55)
- ・中世期の商業と工業も，その規模が協力を基礎とするまでに発展すると，正にその時不在所有制が不可避的に出現した。(56)

* 産業と事業の新時代 (57-59)

- ・アダム・スミスの時代(第18世紀第4四半期)以後，産業的活動と事業的企業の大きな分離が始まった。(57)

§ 産業の事業主義的経営 = 産業活動への日常的参加 不在所有と支配 (57)

§ 所有者 = 親方職人 利潤追求に従事する事業家 (58)

- ・産業的工場は，その収益能力を基礎に資本化される活動物になった。(59)

* 収益能力の資本化 (59-61)

- ・不在所有の価値は，何時でも，何処でも保有財産の収益能力の資本化に懸かる。(59-60)
- ・近代においては，収益能力の資本化は事業金融の標準的業務となった。(60)
- ・事業の収益を構成し，資本形成の基礎を創るものは，価格で計算される純生産物。(61)
- ・それを可能にするのは，材料と生産設備の所有(法的要求権の発生) (61)

* 純生産物の産出を左右する要因 (61-62)

- ・第1の創造的要素 = 産業技術の状態 ・第2 = 人口の増大 (62)
- ・短期的には { 諸設備や原料及び生活資料等の利用しうる存在量 (62)
 { 慣習的・制度的な諸種の障碍(殊に私利私欲を目的とする生産制限) (62)

* 投資の自然的権利による生産抑止 (63-67)

- ・ 産業技術の状態は、産業的人口によって作られてきた過去からの遺産であり、一種の共同資産である。(63-65)
- ・ 一方自然的権利を付与された投資によって不在所有者となったものは、法律の助力を借りて、怠業の権利をもつ。(65-66)
- ・ 所有者は、その社会の産業的知識と実践との利益権を取得する。(67)

* 要約 (68)

- ・ 投資の自然的権利は、事実上その時代の産業的知識と活動を利用し、また濫用しうる既得的権益である。(68)

第4章 自由競争制とその時代

要約 機械制産業と自然権の原理は、濡れ手で粟式の利得を「人間の自然的状態」と説明し、競争的生産と自由貿易を発展させたが、最重要部分の産業において生産の自由競争が支配なくなるとともに、競争的販売がその地位にとってかわった。

* 経済秩序の変化 (69-70)

- ・ 最初イギリスで確立された、機械的産業と自然権の諸原理という近代文明の二大要素は、19世紀の大半を通じ産業の経営を支配し、現在まで競争生産の勃興を促してきた。(69)
- ・ 機械的産業樹立期の半～3/4世紀は、自由競争が最もよくその作用を発揮した時代であり、利潤のための投資や、信用が産業的事業の支配的形態になり、産業設備と資源の不在所有者であり、支配者である産業の将帥が出現するなど、経済的秩序激変の時代であった。(69-70)

* 人間の「自然的状態」(70-71)

- ・ 投資からの巨大な所得は文明生活における最高の刺激となり、巨額の所得を収得する富裕な市民は、社会の理想であるとともに市民道徳の標準となった。この状態をナッソオ・シニオアは「人間の自然的状態」と説明した。(71)

* 自由貿易の拡張と天然資源の価格騰貴 (72-76)

- ・ 新産業組織は頻る生産的であり、それは社会人口の増加と海外貿易を刺激した。(72)
- ・ 新技術がもたらした造船・航海の発達や、それが求める大量多種の原料は、国境を無視した、商品の自由貿易を既定の結論とした。(72)
- ・ このことで、天然資源の市場価値が高騰せしめられると同時に、農業地、市街地、森林地帯、鉱物埋蔵地帯の市場価値が、緊急必要な人口の増大とあわせて次第にせりあげられつつある間に、産業技術の進歩には何等の関係をも持たなかった、土地・天然資源の不在所有者の資産には創造された財産が附加されたのであった。(75)

* 自由競争の終焉 (76-81)

- ・ 全体としての産業状態に関する限り、自由競争の原則が顕著に生産的産業並びにその生産物の市場を支配しなくなったのは、19世紀中葉からといってよかろう。(77)
- ・ 産業の最重要部門においては自由競争制は死滅の道を辿り、財産の競争的生産の地位に競争的販売が置き換えられた。(77-78) 鍵ヶ鑰ヤ とともに「かぎ」key
- ・ 競争制度を停止させた19世紀前半に於ける事態の変化 要求以上に増大した生産力供給が需要を凌駕 証券への投資の形態をとった巨大な信用の使用。(79)